

つくばみらい 相談事例

告知義務

生命保険に加入しようと思っています。過去の病気について営業職員には話してありますが、「告知書」にも記入する必要はありますか。

生命保険に加入しようとする人は、現在の健康状態や過去の病歴、職業等について、告知書や生命保険会社の指定した医師などの質問に、ありのまま答えなければなりません。これを「告知義務」といいます。この相談の場合も、「告知書」に記入する必要があります。

事実を告げなかったり、うその告知をしたなどの「告知義務違反」があると、将来保険の契約が解除されて、保険金や給付金が受け取れない場合があります。

契約している保険の内容を変更したり、転換（現在契約している生命保険の積立金を下取りしてもらい、新たな生命保険を契約すること）するとき等にも「告知」が必要で、健康状態によっては契約内容の変更や転換ができないことがあり、注意が必要です。

また、営業職員、保険代理店、生命保険面接士などに口頭で伝えても告知したことにはなりませんので、「告知書」に正しく記入することが大切です。